

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		動物医薬品検査所(22)機械設備工事
工事種別		暖冷房衛生設備工事
工事場所(都県)		茨城県
工事場所(市区町村)		茨城県つくば市観音台2丁目1-22、1-23
工事概要		敷地面積 23,369m² 建物 1)本庁舎 構 造 鉄筋コンクリート造地上4階 建築面積 約 1,300m² 延べ面積 約 5,400m² 用 途 研究施設 2)動物実験施設 構 造 鉄筋コンクリート造地上3階 建築面積 約 600m² 延べ面積 約 1,300m² 用 途 研究施設 他新築4棟 工事内容 空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、特殊ガス設備、焼却設備、排水処理設備、実験機器設備、撤去工事
担当事務所		関東地方整備局 営繕部 保全指導・監督室
公告日／期限日／開札日		R4.10.18 / R4.11.15 / R5.2.6
工 期		令和5年5月8日から令和7年1月 31 日まで (余裕期間:契約締結の翌日から令和5年5月7日まで)
入札契約方式／落札方式		一般競争入札(標準型)／総合評価落札方式(技術提案評価型S型)(WTO)「技術提案簡易評価型」
競争参加資格要件の	等級(ランク)	関東地方整備局(港湾空港関係を除く。))における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,100 点以上であること。 (会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,100 点以上であること。))。
	企業の施工実績等	平成 19 年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。) なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

概要		(ア) 次の1から4の要件のすべてを満たす建築物の新築又は増築における機器及び配管の新設工事 1. 建物用途 研究施設(実験室を有するものに限る。)、類似施設又は複合用途施設 ・類似施設とは、実験室、研究室(実験を行うものに限る。)、これらに類する室及び付属する共用部分の合計面積が全体の1/2を超える施設又は病院(20人以上の患者を入院させるための施設を有し、手術室を有するものに限る。)をいう。 ・複合用途施設とは、研究施設(実験室を有するものに限る。)、類似施設部分の合計面積が全体の1/2を超える施設をいう。 ただし、研究施設(実験室を有するものに限る。)、類似施設部分の合計面積が、 2. の延べ面積以上である施設でもよい。 3. 階 数 3階以上 4. 工事種目 次のa)及びb)両方の施工実績を有すること。ただし、同一工事での施工実績でなくともよい。 a) 空気調和設備 b) 給水設備 ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は、下記(イ)の要件を満たす施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。) なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 (イ) 次の1及び2の要件のすべてを満たす建築物の新築又は増築における機器及び配管の新設工事 1. 延べ面積 1,000 m²以上(建築物新築1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。) 2. 工事種目 空気調和設備 ただし、申請できる施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。 上記(ア)、(イ)の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を

	満たしていること。 ① 主任技術者は、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。 監理技術者にあつては、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。 ② 1人の者が、平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。) なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事における工事経験は認めない。 (ア) 次の1及び2の要件のすべてを満たす建築物の新築又は増築における機器及び配管の新設工事 1. 延べ面積 1,000 m²以上(建築物新築1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。) 2. 工事種目 空気調和設備 ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、経験として認めない。 上記(ア)の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任(監理)技術者が上記(ア)の工事経験を有していればよい。 なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。 ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 ④ 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式-1-1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。
--	--